生駒市子ども読書活動連絡調整会議開催要綱

（趣旨）

第１条　読書が子どもの健やかな成長に欠かせないものであることを踏まえ、自主的に子どもが本に親しめる環境をつくるため、生駒市子ども読書活動推進計画の趣旨に基づき生駒市子ども読書活動連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第２条　調整会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

(1) 子どもの読書活動の実践的な計画の企画に関すること。

(2) 子どもの読書活動を推進するための連携に関すること。

(3) 子どもの読書活動の実施に関すること。

(4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

（参加者）

第３条　教育長は、次に掲げる者のうちから、調整会議への参加を求めるものとする。

(1) 学識経験者

(2) 教育関係者

(3) 図書館関係者

(4) 読書活動推進ボランティア団体関係者

(5) 市職員

(6) その他教育長が必要と認める者

２　前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して調整会議への参加を求めるものとする。

（運営）

第４条　調整会議の参加者は、その互選により調整会議を進行する座長を定めるものとする。

２　教育長は、必要があると認めるときは、調整会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（分科会）

第５条　教育長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

２　教育長は、調整会議の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

（開催期間）

第６条　調整会議の開催期間は、平成３１年度までを目途とする。

（庶務）

第７条　調整会議の庶務は、図書館において処理する。

（施行の細目）

第８条　この要綱に定めるもののほか、調整会議に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。